

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年8月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第60号

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年大和市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「図書・学び交流課（）」の次に「学び交流担当及び」を加え、同表図書・学び交流課図書担当に勤務する職員の項を削る。

附 則

この規則中別表第1の改正規定（図書・学び交流課図書担当に勤務する職員の項を削る部分に限る。）は平成28年9月1日から、同表の改正規定（「図書・学び交流課（）」の次に「学び交流担当及び」を加える部分に限る。）は同年10月1日から施行する。